

## 宅配食事サービス事業利用承諾書

つくば市宅配食事サービス事業を利用するにあたり、次の事項を承諾します。

- 1 緊急連絡先への登録に関する同意を利用者若しくは申請者から確認の上、最低一人以上緊急連絡先として登録すること。なお、緊急連絡先登録者は利用者へ手渡しで配食できなかった際に利用者宅へ様子を見に行き、安否確認を行うこと。
- 2 利用者、緊急連絡先、親族及び居宅支援事業所等の情報を配食事業所に提供すること。
- 3 配達時間（15時から17時の間）には在宅し、直接手渡しで弁当を受け取ること。
- 4 キャンセルは配食委託事業者の指定する日時までに配食委託事業者に直接連絡すること。
- 5 配食委託事業者の指定する日時までにキャンセルの連絡がなかった日の利用料金については、実際の受取ができなかった際にも支払いが生じること。
- 6 利用者の氏名、住所、世帯状況、死亡、転出、転居、緊急連絡先の変更等、申請時から変更が生じた際には速やかに届け出ること。
- 7 6か月以上利用がない場合には、利用中止となること。利用の再開を希望する場合には再度申請が必要となること。
- 8 安否確認（配食）が行えなかった際には、緊急連絡先へ連絡し、安否確認を引き継ぐこと。また、状況に応じて、市職員等関係機関が玄関の鍵を壊す等の手段で在宅内に立ち入り、利用者の安否を確認する可能性があること。その際の復旧に関する費用は利用者負担となること。
- 9 受取後の弁当の管理によって生じた事故については、自己責任となること。

年 月 日

つくば市長 宛て

利用者 住 所

氏 名